

議案第 39 号

箱根町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年6月9日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

行政手続法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 70 号)が平成 26 年 6 月 13 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町行政手続条例の一部を改正する条例

箱根町行政手続条例(平成9年箱根町条例第13号)の一部を次のように改正する。

「第4章 行政指導(第30条～第34条)
目次中 第5章 届出(第35条) 」を

「第4章 行政指導(第30条～第35条)
第5章 処分等の求め(第36条) に改める。
第6章 届出(第37条)
第7章 雑則(第38条) 」

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第1項第2号中「神奈川県の実行機関」を「同県の実行機関」に改め、同項第6号並びに同号イ及びウ中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「第32条」の次に「及び第33条第2項」を加え、「同項第5号」を「前項第5号」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号イ並びに同条第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第5章中第35条を第37条とし、同章を第6章とする。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該町長等又は行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 町長等又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(箱根町町税条例の一部改正)

2 箱根町町税条例(昭和51年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。